

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（従業者の員数）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 5 9（略）</p> <p>10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>（設備）</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 5 八（略）</p> <p>九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2（略）</p> <p>（入退所）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 5 9（略）</p> <p>（設備）</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 5 八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（入退所）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p>

<p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 5 7（略）</p> <p>（介護）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 5 4（略）</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 5 8（略）</p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 5 六（略）</p> <p>七 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>（非常災害対策）</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 5 7（略）</p> <p>（介護）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 5 4（略）</p> <p>5 5 7（略）</p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 5 六（略）</p> <p>七 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>
---	---

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 (略)

- 2| 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(地域との連携等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

3・4 (略)

(記録の整備)

第三十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスに関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 一五 (略)
- 六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一四 (略)
- 五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。

(非常災害対策)

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 (略)

2| 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 (略)

(事故発生時の対応)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第三十五条 (略)

2・3 (略)

(記録の整備)

第三十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスに関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 一五 (略)
- 六 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一四 (略)

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。

ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(介護)

第四十三条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

7～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3・4 (略)

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七

ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(介護)

第四十三条 (略)

2～5 (略)

6～8 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

3・4 (略)

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七

条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八條第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九條において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第六十一条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八條第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第六十一条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」と

条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八條第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九條において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十五條第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第六十一条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八條第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第六十一条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」と

あるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二
 条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項
 」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三条第二項」
 と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三
 十五條第三項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十
 五條第三項」と読み替えるものとする。

あるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二
 条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項
 」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三条第二項」
 と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三
 十五條第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十
 五條第二項」と読み替えるものとする。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
		<p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接な関係を有するものに限る。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士及び介護支援専門員については、本体施設の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士及び介護支援専門員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第一項第一号、第五号及び第六号の規定にかかわらず、医療機</p>	<p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設他の職務に従事することができるものとする。</p>	